

1号認定（教育認定）の利用を希望される保護者の皆様へ

認定こども園とは、教育・保育を一体的に行い幼稚園と保育園の機能を併せ持つ施設です。利用する部分により、保育時間や申込先が異なります。認定こども園を利用するには、「教育・保育給付認定」を受ける必要があります、年齢や保育の必要性の有無に応じ下記のとおり1～3号に区分されます。

認定区分	児童の年齢	保育の必要性	保育の必要量	保育所等利用料		利用できる施設	申込先
				保育料	食材料費		
1号認定 (教育認定)	満3歳以上	なし	なし	無	有	認定こども園 (教育部分)	利用希望施設
2号認定 (保育認定)	3歳以上	あり	保育標準時間 保育短時間	無	有	認可保育所 認定こども園 (保育部分)	子ども家庭課
3号認定 (保育認定)	3歳未満			有	無	小規模保育所 事業所内保育所	

1. 申請方法

利用予定の園を経由して申込んでいただきます。必要事項を記載し、添付書類と一緒に**園が指定する期日までに提出**ください。

2. 提出書類

	必要書類	対象者等
①	教育・保育給付認定（変更）申請書兼保育所等利用申込書	
②	個人番号（マイナンバー）記入用紙	
③	保護者の個人番号（マイナンバー）カードの両面の写し 個人番号（マイナンバー）カードをお持ちでない場合 ・個人番号通知カード及び顔写真付の身分証明書の写し（運転免許証等） ・個人番号記載の住民票及び顔写真付の身分証明書の写し（運転免許証等）	・顔写真付の証明書をもちでない場合 資格確認書・年金手帳・その他官公署からの発行書類で「氏名・生年月日」または「住所・氏名」の記載があるもののうちいずれか2点の写し ・ 単身赴任等で別居中の保護者・保護者以外の生計の主宰者（祖父母等）等も対象 （副食費免除の判定のため、市町村民税課税情報の確認が必要となります）
-----以下は該当する場合のみ提出-----		
④	・児童の戸籍謄本 ・児童扶養手当証書 ・大和町母子・父子家庭医療費助成受給者証 のいずれかの写し一点	ひとり親世帯の場合
⑤	・生計同一申立書（※） ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・特別児童扶養手当証書 ・障害年金の受給が確認できる書類 のいずれかの写し一点	手帳等の交付を受けている方が保護者と生計を一にしている場合 （※）手帳等の交付を受けている方が保護者と世帯が別の場合は、手帳等の写しとあわせて生計同一申立書を提出
⑥	・別生計であることの申立書 ・生活費が別々であることを証明する書類（生活費を保護者が負担していることがわかる通帳の写し等）	父母が市町村民税非課税であり、祖父母等と同居していて生計を別になっている場合
⑦	・生活保護受給証の写し	生活保護世帯の場合
⑧	・在園証明書	未就学の兄弟姉妹が認可外保育所に入園している場合
⑨	その他事実を確認できる書類	

※様式は大和町内の各教育施設にて個別に配布しています。（大和町ホームページ「大和町幼稚園等利用児童の募集について（1号認定）」でもダウンロード可）

※申込後に申込書の記載事項が変更となった場合（父母の離婚、ひとり親の婚姻、父母及び手帳等を所持している同一世帯員の死亡や住所異動等）は「家庭状況等変更届」等の提出が必要です。各教育施設へご確認ください。

大和町子ども家庭課 保育支援係

TEL：022-345-7503